

公 告

令和7年(2025年)8月4日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	6-38
(2) 件 名	真庭あぐりネットワーク農産物販売強化に向けた調査・研究業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか
(4) 履行期限	令和 8 年 3 月 6 日
(5) 業務概要	直売所システム刷新に向けた検討および提案を行うもの。 (ア)現行業務調査・分析・現行システムに関する調査整理 (イ)市場動向・技術トレンド等における機能調査 (ウ)次期システムの要件定義・基本設計・調達機器要件の実施 (エ)調達に資する仕様書（案）の作成 (オ)次期システム費用積算
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(システム開発)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 8月21日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課 【TEL】0867-42-1031へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 8月 7日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	農業振興課 【メール】nohshin@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 8月21日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 8月21日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 8月21日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市農業振興課

TEL 0867-42-1031 / FAX 0867-42-3907

真庭あぐりネットワーク
農産物販売強化に向けた調査・研究業務
仕様書

真庭市産業観光部農業振興課

令和 7 年 7 月

目次

1.	業務名	1
2.	目的.....	1
3.	履行期間.....	1
4.	本業務の範囲.....	1
5.	システム構成.....	2
6.	本業務の内容.....	2
7.	成果物.....	5
8.	納入場所.....	5
9.	機密保持.....	5
10.	一般事項.....	5
11.	参加資格要件.....	6
12.	協議.....	6

1. 業務名

真庭あぐりネットワーク農産物販売強化に向けた調査・研究業務

2. 目的

本業務は、「真庭あぐりネットワーク推進協議会」が運営する農産物直売所販売管理システム（以下、「直売所システム」という。）について、現行設備の老朽化への対応と今後の更なる農産物販売等の強化を図ることを目的として実施するものである。

本直売所システムは、市内直売所間における農産物の相互輸送、直売所 POS システムの運用、および大阪府高槻市・滋賀県守山市に出店している「真庭市場」の商品管理・販売・売上管理等をしている。

本業務では、当該システムの現状および運用実態を把握した上で、下記の事項を考慮し直売所システム刷新に向けた検討および提案を行うものである。

- (ア) 真庭産農産物の認知度および販売向上に資するもの
- (イ) 農業従事者の生産拡大に資するもの
- (ウ) 柔軟なサービス展開および他システムとの連携を可能とする機能の検討
- (エ) 持続可能かつ効率的なシステム運用
- (オ) 業務運用の改善、見直し

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

ただし、次年度の POS システム更改にかかる予算計上のため、令和 7 年 10 月下旬の別途指示する期日までに費用を算出すること。

4. 本業務の範囲

次の業務を行う。なお、対象拠点は、5.「システム構成」に記載のとおりとする。

- (ア) 現行業務調査・分析・現行システムに関する調査整理
- (イ) 市場動向・技術トレンド等における機能調査
- (ウ) 次期システムの要件定義・基本設計・調達機器要件の実施
- (エ) 調達に資する仕様書（案）の作成
- (オ) 次期システム費用積算

5. システム構成

現行システムで運用している機能一覧について以下に示す。

対象拠点	主要機能							備考
	マスタ 配信	P O S	販 売 管 理	ラ ベ ル 印 刷	メ ー ル	委 託 精 算	J A デ ー タ	
道の駅「風の家」	受	○	○	○	○	○		
ふるさとふれあい特産館	受	○	○	○	○	委	○	精算はJAへ委託
下湯原温泉ひまわり館	受	○	○	○	○	○		
勝山農産直売所「健康の里」	受	○	○	○	○	委	○	精算はJAへ委託
道の駅「醍醐の里」	受	○	○	○	○	○		
JA 直売所「コスモスの里」		J A		○		J A		
JA 直売所「さらめきの里」	受	J A	○	○	○	J A	○	
真庭市場 高槻店	受	○	○	○	○	○		VPN 接続
真庭市場 守山店	受	○	○	○	○	○		VPN 接続
協議会事務局	配				○			

6. 本業務の内容

(1) 現行システムの調査および現状ヒアリング

①現行業務の調査・分析

直売所システムの運用に関し、関係者へのヒアリングを通じて、以下の観点から業務状況を把握し、現状の課題や今後のニーズを整理する。

(ア) システム運用体制とその実態

(イ) マスターデータの配信・更新方法

(ウ) 手数料の種類・計算方法・負担構造

(エ) 直売所間の農産物の相互輸送の実施状況及び管理体制

②現行システムの設備調査・分析

直売所ネットワーク・システム・機器に対して、現地調査を実施し、以下の構成・状態を把握する。必要に応じて既存業者へのヒアリングも実施する。

(ア) POS システム、ラベルプリンター等の端末機器の構成と使用状況

(イ) ネットワーク機器および通信環境

③運用体制のヒアリングおよび要望整理

システム運用担当者等へのヒアリングを通じて、現行運用における課題及び次期更改に向けた要望・改善点を整理する。

(ア) 運用上の課題

(イ) 更改時に期待する機能やサービス

④市場・技術トレンドの調査・分析

直売所の運用に資する POS システムの分野における市場動向および技術トレンドに基づく機能調査及び農産物販売向上の取組について情報収集、調査を行い、これらを踏まえて次期システム設計に資する参考情報を整理する。

(2) 要件定義

①システム要件定義

【機能要件】

生産者・直売所管理者・システム管理者、マスタ管理、手数料計算、売上集計、レポート出力など、前段調査を踏まえた業務機能を整理する。

【非機能要件】

次の観点から、システムに求められる性能・品質要件を整理する。

(ア) セキュリティ：各機能管理、利用者管理等

(イ) 可用性・保守性：障害対応、バックアップ、障害時切り替え等

(ウ) 拡張性：外部システムとの連携機能

【システム構成検討】

クラウド構成を前提とし、以下の観点から技術的・運用的妥当性を検証する。

(ア) 生産者・直売所・システム管理者(協議会事務局)

(イ) ネットワーク環境

(ウ) 端末や現地機器

【運用要件】

マスタ更新体制、データ管理、操作支援、障害対応、システム運用に関する体制と役割を明確にする。

また、現行システムとの差異に伴う運用の見直しについて提案、支援する。

②調達機器・インフラ要件

(ア) POS 端末、ラベルプリンター等の端末機器の要件定義

- (イ) 店舗間ネットワークやインターネット環境の接続要件
- (ウ) 必要に応じ、クラウド接続対応ルーター、UPS 等のインフラ要件
- (エ) 既存機器の再利用可否の評価

(3) 基本設計

【システム基本設計】

(ア) システム全体概要

システムの目的、全体像、導入対象（直売所、拠点等）を一枚で把握できるように記載する。

(イ) 利用者構成

どの立場の人が使うのか（例：直売所職員、事務局担当者、農家など）とその役割を記載する。

(ウ) 業務フロー

利用者（システム管理者(事務局)、直売所、生産者等）ごとの業務フローに基づき、利用シナリオを整理する。

(エ) システム構成図（案）

構成案を視覚化し、必要な機器・通信環境・構成要素を提示する。

(オ) 機能一覧

主要な機能を業務別に箇条書きで整理（例：マスタ管理／出荷処理／手数料計算等）

(カ) 運用・維持管理設計（方針）

障害対応フロー、バックアップの自動化、マスタ登録手順、サポート窓口設置等、安定運用に向けた維持管理方針を明示する。

(キ) 導入スケジュール

概算の導入時期・期間（例：要件定義→開発→テスト→リリース）

(4) 調達に資する仕様書(案)の作成

(ア) 業務範囲（除外事項も含め記載すること。）

(イ) システム構成（ハードウェア／ソフトウェア/ネットワーク等）

(ウ) 機能要件

(エ) 非機能要件（可用性、セキュリティ等）

(オ) 運用・保守要件

(カ) 成果物の定義

(キ) スケジュール案

(5) 費用積算

要件および基本設計に基づき、以下のとおり費用積算を行う。

(ア) 初期費用

(イ) 保守運用費用（参考費用とする。）

7. 成果物

(1) 納品物

(ア) 現行業務調査・分析報告書

(イ) システム要件定義書

(ウ) システム基本設計書

(エ) 仕様書（案）

(オ) 費用積算書（10月下旬の本市の当初予算編成時に提出）

(カ) 議事録

(キ) 本業務で作成した各種ドキュメント等

(ク) その他本業務にかかる本市が必要と認めるドキュメント

8. 納入場所

岡山県真庭市久世 2927-2 真庭市産業観光部農業振興課

9. 機密保持

- ① 本事業で知り得た情報については、業務期間のみならずその終了後も第三者に漏らしてはならない。
- ② 受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び真庭市個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日施行真庭市条例第37号）を遵守すること。

10. 一般事項

(ア) 関連する法令、条例等を遵守すること。

(イ) 業務の履行にあたっては、本市と十分に意思疎通を行い、本市の指示に従うこと。

(ウ) 作業の進捗状況及び予定を文書で説明し、本市の承認を得て作業を進めること。

- (エ) 作業の実施日時及び方法等については、本市と十分に打合せを行い、施設に出入りする際には事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、本市の指示に従うこと。
- (オ) 本業務の遂行にあたり、本市の関連機関、事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。

1 1. 参加資格要件

- (ア) 過去に店舗運営コンサルティングおよび販売管理コンサルティングに係る業務実績を有していること。（見積もり提出時に業務実績が確認できる書類を提出すること。（任意様式））
- (イ) 本市における入札参加資格に登録があること。

1 2. 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、本市と協議を行うこと。